

## 上野原市告示第63号

上野原市物価高騰対応製造業事業者支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7年 5月 9日

上野原市長 村上 信行

### 上野原市物価高騰対応製造業事業者支援事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰等の影響を受ける製造業事業者に対し、事業継続の支援に資するため、予算の範囲内において、上野原市物価高騰対応製造業事業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業事業者 市内に事務所又は事業所を有し、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の大分類において、製造業に該当する事業を主に営む者をいう。
- (2) 従業員数 市内の事務所又は事業所に常時雇用されている人数をいう。
- (3) 常時雇用 期間を定めずに雇用されている者及び1月を超える期間を定めて雇用されている者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる製造業事業者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の申請日において次の各号のいずれに

も該当するものとする。

- (1) 直近の事業年度終了日において、市内の事務所又は事業所に勤務する従業員数が20名を超える者
- (2) 補助金交付後も事業を継続する意欲がある者
- (3) 市税等に滞納がない者又は市税等の滞納において、納付の相談を行い、自主的な納付が見込めると判断された者
- (4) 上野原市暴力団排除条例（平成24年上野原市条例第7号）第2条第2号及び第3号に規定する者が経営に関与していない者  
(補助金額)

第4条 補助金の額は、1補助対象者につき、50万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（次条において「申請者」という。）は、上野原市物価高騰対応製造業事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、上野原市物価高騰対応製造業事業者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条の補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める

。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。  
(失効)
- 2 この告示は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。